

令和2年4月30日

株式会社レオパレス21

代表取締役社長 宮尾 文也 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課
課長 長谷川 貴彦

共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への
不適合への今後の対応について(追加指示)

貴社の共同住宅に係る調査状況を踏まえ、平成31年2月7日付け国住指第3735号
及び令和元年5月29日付けの指示内容に加え、下記の通り指示する。

記

- 1 改修工事の再開に当たっては、オーナー及び入居者の意向を最優先させ、工事の実施に当たっては、令和2年4月8日付国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」を踏まえ、感染予防の対応を徹底すること
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る事態の推移、その影響を見極めた上で、できるだけ早期の改修完了を図るべく改修計画を見直し、見直し後すみやかに報告すること